

しが協働推進ボード設置要綱

(目的)

第1条 NPOと県の協働全般で、対等なパートナーシップに基づいた相乗効果のある取り組みを推進するため、「しが協働推進ボード」(以下「ボード」という。)を設置する。

(所管事項)

第2条 ボードは、以下の事項について議論・検討する。

- (1) NPOと県の協働についての課題や問題点の検証、評価、助言等
- (2) 協働部活プロジェクトに関するテーマ選定、助言等
- (3) その他、NPOと県の協働を促進し、深めるために必要な事項に関すること

(組織)

第3条 ボードの委員は別表のとおりとし、委員の互選により座長を選出する。

(会議)

第4条 ボードの会議は次のとおりとする。

- (1) ボードは座長が招集する。
- (2) ボードは、必要に応じ、委員以外の者の意見を聞くことができる。
- (3) ボードは原則公開とし、開催予定、結果は「*協働ネットしが」上で公開する。 *「協働ネットしが」: NPO活動促進室が運営するホームページ

(任期)

第5条 委員の任期は、1年とする。ただし再任を妨げない。

(事務局)

第6条 ボードの運営事務を処理するため、県民文化生活部県民文化課NPO活動促進室に事務局を置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めのないボードの運営に関する事項については、座長が決定する。

付 則 この要綱は、平成17年5月12日から施行する。